



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の17

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
<b>公営企業管理規程</b>		金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 ( " ) 9
金沢市企業局の組織及び分掌事務規程 (企業総務課)	1	金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程 ( " ) 43
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 ( " )	7	金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程 ( " ) 44
金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程 ( " )	8	<b>公営企業訓令甲</b>
金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程 ( " )	8	金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (企業総務課) 44
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ( " )	8	金沢市発電事業電気工作物保安規程の一部改正について ( " ) 45

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成13年公営企業管理規程第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 金沢市企業局(以下「局」という。)の組織及び分掌事務等については、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 局の組織は、次のとおりとする。

部	課 等	グ ル ー プ
経営企画部	経営企画課 企業総務課  検査員室	企画財務グループ IT推進グループ 総務グループ 人事グループ 契約グループ 会計グループ 技術技能研修グループ
営業部	お客さまサービス課  料金センター 営業開発課	庶務グループ メーター管理グループ ガス設備グループ 水道設備グループ 下水道設備グループ 調定グループ 収納グループ 計量グループ 総務企画グループ リビングサービスグループ リビング営業第1グループ リビング営業第2グループ エネルギー営業グループ
建設部	建設課   維持管理課	庶務グループ 下水道管渠第1グループ 下水道管渠第2グループ 下水道基本計画グループ 下水道管渠計画グループ ガス・水道計画グループ ガス・水道本支管改良グループ ガス・水道本支管受注グループ 庶務グループ 受託管理グループ ガス・水道修繕グループ 下水道

	ガス保安対策室 南部維持管理センター	修繕グループ 定期保安グループ 供給保全グループ
施設部	ガス課 上水・発電課  発電管理センター 水処理課	庶務グループ 整備グループ 操業グループ 庶務グループ 配水グループ 施設整備グループ 浄水グループ 水質グループ 施設保守グループ  庶務グループ 施設整備グループ 水質管理グループ 城北維持管理グループ 西部維持管理グループ 臨海維持管理グループ

- 2 前項に規定するもののほか、局に安全対策室を置く。
- 3 第1項の表に規定する部、課等及びグループ並びに安全対策室にそれぞれ長を置き、必要に応じ、局に副局長を、課等に課長補佐等を、安全対策室に室長補佐を置くことができる。

(副局長等の職務)

第3条 副局長は、管理者を補佐し、所管の事務を掌理する。

- 2 部長及び課長等並びに安全対策室長は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長補佐等及び安全対策室長補佐は、それぞれ課長等又は安全対策室長を補佐し、所管の事務を掌理する。
- 4 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(各部等の分掌事務)

第4条 各部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部	分 掌 事 務
経営企画部	1 経営方針及び経営管理に関する事項 2 財務及び会計に関する事項 3 情報化に関する事項 4 広報に関する事項 5 文書及び財産に関する事項 6 職員の人事及び厚生に関する事項 7 契約に関する事項 8 他部の所管に属しない事項
営業部	1 需要開発に関する事項 2 料金等に関する事項
建設部	1 管路の建設、改良及び維持管理に関する事項 2 前号に掲げる事項に関連する技術開発に関する事項
施設部	1 製造施設及び処理施設の建設、改良及び維持管理に関する事項 2 ガス及び水道の供給に関する事項 3 下水の処理に関する事項 4 電気の卸供給に関する事項 5 前各号に掲げる事項に関連する技術開発に関する事項

- 2 安全対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

室	分 掌 事 務
安全対策室	1 危機管理の研究及び体制の整備に関する事項 2 局災害対策本部に関する事項

(経営企画部の各課等の分掌事務)

第5条 経営企画部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
経営企画課	企画財務グループ	1 経営方針の立案に関する事項 2 主要事業の企画及び調整に関する事項 3 業務の改善に関する事項 4 広報広聴活動に関する事項 5 エネルギーの有効活用及び効率的使用のための調査研究に関する事項 6 予算の編成及び執行管理に関する事項 7 企業債に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 他グループに属しない事項
	IT推進グループ	1 電子計算組織の運用及び管理に関する事項 2 情報技術の高度利用に関する事項
企業総務課	総務グループ	1 情報公開及び個人情報保護に関する事項 2 条例、規則及び規程に関する事項 3 公印に関する事項 4 文書の収受、発送及び保存に関する事項 5 財産の取得、管理及び処分に関する事項 6 財団法人金沢市水道サービス公社に関する事項 7 ガス責任技術者、ガス工事士及びガス工事人に関する事項 8 指定給水装置工事事業者に関する事項 9 排水設備工事業者に関する事項 10 課の庶務に関する事項 11 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 12 他の部課に属しない事項
	人事グループ	1 職員の任免、賞罰、身分及び服務に関する事項 2 職員の給与に関する事項 3 団体交渉に関する事項 4 職員の研修（技術技能の向上に関するものを除く。）の企画及び実施に関する事項 5 職員の福利厚生に関する事項
	契約グループ	1 工事、製造その他についての請負及び物品の購入に係る契約に関する事項 2 測量業務及び設計業務の委託に係る契約に関する事項 3 建物等の維持管理業務の委託に係る契約（その性質又は目的が競争入札に適しないことにより随意契約をするものを除く。）に関する事項 4 不用品の処分に関する事項
	会計グループ	1 資金計画及び一時借入金に関する事項 2 現金の出納に関する事項 3 決算に関する事項 4 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 5 出納取扱金融機関等に関する事項
	技術技能研修グループ	1 職員の技術技能の向上に係る研究に関する事項 2 職員の研修（技術技能の向上に関するものに限る。）の企画及び実施に関する事項 3 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項
	検査員室	1 工事の検査に関する事項 2 指定物品の検収に関する事項 3 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導に関する事項

	4 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項
	5 器材の使用承認に関する事項

(営業部の各課等の分掌事務)

第6条 営業部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
お客さまサービス課	庶務グループ	1 ガス、水道及び下水道の使用申込み等の受付及び処理に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	メーター管理グループ	1 計量器の維持管理に関する事項 2 計量器の入庫及び出庫に関する事項
	ガス設備グループ	1 ガスの供給相談に関する事項 2 ガス装置工事に関する事項
	水道設備グループ	1 水道の給水相談に関する事項 2 給水装置工事に関する事項 3 貯水槽水道の管理の適正化に関する事項
	下水道設備グループ	1 下水道の接続相談に関する事項 2 下水道排水設備工事に関する事項 3 下水道の普及促進に関する事項
料金センター	調定グループ	1 料金等の調定に関する事項 2 料金等の収入及び整理に関する事項 3 料金センターの庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	収納グループ	1 料金等の徴収及び滞納整理に関する事項 2 ガス及び水道の供給停止処分及び解除に関する事項
	計量グループ	1 計量器の検針に関する事項
営業開発課	総務企画グループ	1 ガスの営業企画及び販売計画に関する事項 2 天然ガスの利用促進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	リビングサービスグループ	1 ガス器具の販売、取付け、改造及び修理に関する事項 2 南部ショールームの運営に関する事項 3 ガスの需要開発に関する事項 (課長が定める営業対象者等に係るものに限る。)
	リビング営業第1グループ	1 ガスの需要開発に関する事項 (各グループは、課長が定める営業対象者等をそれぞれ対象とする。)
	リビング営業第2グループ	
	エネルギー営業グループ	

(建設部の各課等の分掌事務)

第7条 建設部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
建設課	庶務グループ	1 下水道受益者負担金に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	下水道管渠第1グループ	1 下水道管渠の建設及び改良に関する事項 2 下水道管渠の工事に関連するガス施設及び水道施設の設計及び工事の施行に関する事項 (各グループは、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	下水道管渠第2グループ	
	下水道基本計画グループ	1 下水道施設の計画及び建設に関する事項 2 下水道台帳(下水道管渠に係るものを除く。)の調製及び保管に関する事項
	下水道管渠計画グループ	1 下水道管渠の計画に関する事項 2 下水道台帳(下水道管渠に係るものに限る。)の調製及び保管に関する事項 3 開発行為に係る協議及び指導に関する事項
	ガス・水道計画グループ	1 ガス施設(ガス製造施設を除く。)及び水道施設(浄水施設を除く。)の計画及び建設に関する事項 2 水道台帳の調製及び保管に関する事項
	ガス・水道本支管改良グループ	1 ガス施設(ガス製造施設を除く。)及び水道施設(浄水施設を除く。)の改良に関する事項
	ガス・水道本支管受注グループ	1 受注に伴う本支管工事に関する事項 2 下水道管渠の工事に関連する支障移設に関する事項
維持管理課	庶務グループ	1 課の庶務に関する事項 2 他グループに属しない事項
	受託管理グループ	1 ガス、水道及び下水道の受託工事の設計及び施行に関する事項 2 ガス、水道及び下水道の管網図の整備に関する事項 3 道路占用等の更新申請に関する事項
	ガス・水道修繕グループ	1 ガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備(浄水施設、配水施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。)の維持管理に関する事項 2 ガス及び水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項 3 ガス及び水道の修繕工事に関する事項
	下水道修繕グループ	1 下水道管渠の維持管理に関する事項 2 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項
ガス保安対策室	定期保安グループ	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項(消費機器に係る周知、調査及び改善に関する事項に限る。)
	供給保全グループ	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項(消費機器に係る周知、調査及び改善に関する事項を除く。) 2 ガス工作物(ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。以下この表において同じ。)の保安計画の策定及び調整に関する事項 3 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項 4 ガスの保安に係る教育及び訓練(職員の研修に関するものを除く。)に関する事項 5 ガスの漏えい及び導管事故等に対する措置(修繕工事を除く。)に関する事項

		6 中圧導管の電気防食設備及び整圧器室等の維持管理に関する事項 7 経年埋設内管に係る周知、調査及び改善に関する事項
南部維持管理センター		1 管理者が別に定める管轄区域（以下「管轄区域」という。）におけるガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備（浄水場施設、配水場施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 2 管轄区域におけるガス及び水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項 3 管轄区域におけるガス及び水道の修繕工事に関する事項

(施設部の各課等の分掌事務)

第8条 施設部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
ガス課	庶務グループ	1 ガス製造施設の建設及び改良に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 部の所管事項で他課及び他グループに属しない事項
	整備グループ	1 原料等の受入に関する事項 2 ガス製造施設の維持管理に関する事項 3 特定製造所の維持管理に関する事項 4 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものに限る。以下この表において同じ。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 5 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る事項
	操業グループ	1 ガスの製造及び送出に関する事項 2 製造ガスの成分分析に関する事項
上水・発電課	庶務グループ	1 電気の卸供給に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 他グループに属しない事項
	配水グループ	1 配水調整及び泉水受水に関する事項 2 配水施設の運転及び維持管理に関する事項 3 かんがい用水の補給に関する事項 4 工業用水道事業に関する事項
	施設整備グループ	1 浄水施設の建設及び改良に関する事項 2 水力発電の調査及び研究に関する事項 3 発電事業及び水道事業に係る水資源の総合運用に関する事項
	浄水グループ	1 浄水処理に関する事項 2 取水施設及び導水施設の維持管理に関する事項 3 浄水施設の運転及び維持管理に関する事項
	水質グループ	1 原水、浄水、配給水等の水質検査に関する事項 2 水処理技術の調査及び研究に関する事項
	施設保守グループ	1 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の保守に関する事項
	発電管理センター	1 発電施設の建設及び改良に関する事項 2 発電施設の運転及び維持管理に関する事項
水処理課	庶務グループ	1 課の庶務に関する事項 2 他グループに属しない事項
	施設整備グループ	1 下水道施設（下水道管渠を除く。）の改良に関する事項
	水質管理グループ	1 下水処理に係る放流水の水質管理に関する事項



ループ	2	特定事業場等の規制指導に関する事項
城北維持管理グループ	1	城北水質管理センター及び浅野処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項
	2	汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項
西部維持管理グループ	1	西部水質管理センター及び西部処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項
臨海維持管理グループ	1	臨海水質管理センター及び臨海処理区内のポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 金沢市簡易ガス工作物保安規程（昭和50年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3項中「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）」を「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）」に改める。
- 金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1号中「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）」を「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）」に改める。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）」を「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）」に改める。

別表第2 企業総務課の表中

(7) 36協定に関する決定				を
(8) 職務専念義務の免除				
(9) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
(10) 職務以外の職務に従事する場合の許可				
(11) 職員証及び履歴の証明の発行				
(12) 欠勤の処理				

(7) 自己啓発等休業の承認及び自己啓発等休業に係る復職の決定				に
(8) 36協定に関する決定				
(9) 職務専念義務の免除				
(10) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
(11) 職務以外の職務に従事する場合の許可				
(12) 職員証及び履歴の証明の発行				
(13) 欠勤の処理				

改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程

金沢市企業局公印規程（昭和28年公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「替える」を「代える」に改める。

本則に次の1条を加える。

第8条 電子計算組織を利用して納入通知書の発行等の事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算組織に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を印刷し、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により電子印影を印刷し、公印の押印に代えようとするときは、企業総務課長に合議するものとする。

3 第1項に規定する処理をする場合は、印影の改ざんその他不正使用を防止するため、電子印影を適正に管理しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員職名規程（昭和28年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改め、同条第2項中「又は室」を「、室又はグループ」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの（）」を削り、「、55歳」を「55歳」に、「以後に支給する」を「以後の」に改める。

別表第1中

課長	3種	を
担当課長 所長 検査員室長 ガス保安対策室長	4種	
課長 料金センター所長	3種	に
担当課長 所長（料金センター所長を除く。） 検査員室長 ガス保安対策室長	4種	

改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。



金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第9条、第30条、第31条、第32条関係）

その1

第1葉

(表)

支払伝票				伝票番号	
会計	年度		年度	元伝票番号	
支出 決議	企業出納員	課 員	審 査	口座振替済印	
支出 命令	課 長	課 員	担 当		
所 属			決裁区分		
支出区分			起票年月日	年 月 日	
契約番号			支払方法		
予算区分			支払予定年月日	年 月 日	
予算科目					
款			事 業		
項			節		
目			細 節		
勘定科目・借方			勘定科目・貸方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細 節			細 節		
金 額			消費税区分		
			税抜額		
			消費税等相当額		
件名					
債 権 者	検収年月日		年 月 日		
	検収者職氏名印				
備考					
取扱 区分	公開 非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで))				保存 年限
	非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行				
					年

(裏)

請 求 書	(宛先) 金沢市公営企業管理者 内訳	年 月 日
	金額 <input type="text"/>	
上記金額を請求します。		
		氏名 <input type="text"/> 印
領 収 書	(宛先) 金沢市企業局企業出納員	年 月 日
	金額 <input type="text"/>	
上記金額を領収しました。		
		氏名 <input type="text"/> 印
摘 要	年度支出稟議は、伝票番号 第 号	
	款 項 目 節 に添付	
	領収証は	伝票番号 第 号
		款 項 目 節 に添付
		請求書は
		伝票番号 第 号
		款 項 目 節 に添付

第2葉

債権者明細

年 度	年度	起票年月日	年 月 日	伝票番号	元伝票番号
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			

その2

第1葉

(表)

支出負担行為兼支払伝票				伝票番号	
会計	年度		年度	元伝票番号	
支出 決議	企業出納員	課 員	審 査	口座振替済印	
支出 命令	課 長	課 員	担 当		
所 属		決裁区分			
支出区分		起票年月日		年 月 日	
契約番号		支払方法			
予算区分		支払予定年月日		年 月 日	
予算科目					
款		事 業			
項		節			
目		細 節			
勘定科目・借方		勘定科目・貸方			
款		款			
項		項			
目		目			
節		節			
細 節		細 節			
金 額		消費税区分			
		税抜額			
		消費税等相当額			
件名					
債 権 者	検収年月日		年 月 日		
	検収者職氏名印				
備考					
取扱 区分	公開 非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで)) 非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行			保存 年限	年

(裏)

請 求 書	(宛先) 金沢市公営企業管理者	内訳		年 月 日												
	金額															
	上記金額を請求します。															
	氏名			印												
領 収 書	(宛先) 金沢市企業局企業出納員			年 月 日												
	金額															
	上記金額を領収しました。															
	氏名			印												
摘 要	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;"></td> <td style="width:50%; text-align:right;">年度支出稟議は、伝票番号 第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">款 項 目 節 に添付</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">領収証は 伝票番号 第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">款 項 目 節 に添付</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">請求書は 伝票番号 第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right;">款 項 目 節 に添付</td> </tr> </table>					年度支出稟議は、伝票番号 第 号		款 項 目 節 に添付		領収証は 伝票番号 第 号		款 項 目 節 に添付		請求書は 伝票番号 第 号		款 項 目 節 に添付
	年度支出稟議は、伝票番号 第 号															
	款 項 目 節 に添付															
	領収証は 伝票番号 第 号															
	款 項 目 節 に添付															
	請求書は 伝票番号 第 号															
	款 項 目 節 に添付															

第2葉

債権者明細

年 度	年 度	起票年月日	年 月 日	伝票番号	元伝票番号
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			
		検収年月日	年 月 日		
		検収者職氏名印			

第3葉

品目明細書				伝票番号		
年 度	年度	起票年月日	年 月 日	科目番号		
会 計				所 属		
予算科目				予算区分		
款				事 業		
項				節		
目				細 節		
金 額			消費税区分			
			税抜額			
			消費税相当額			
	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	合 計					

様式第3号 (第9条、第17条、第18条、第27条、第28条、第29条、第41条、第43条、第48条、第53条、第66条、第79条関係)

その1

振替伝票			伝票番号		
会 計			年 度	年 度	
企業出納員	課 員	担 当	課 長	課 員	担 当
決裁区分			起票年月日	年 月 日	
借 方			貸 方		
所 属			所 属		
予算科目			予算科目		
款			款		
項			項		
目			目		
事 業			事 業		
節			節		
細 節			細 節		
勘定科目			勘定科目		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細 節			細 節		
消費税区分 税抜額 消費税等相当額			消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
金 額					
件 名					
備 考					



その2

振替伝票			伝票番号		
会 計		年 度	年 度		
企業出納員	課 員	担 当	課 長	課 員	担 当

所 属		決裁区分	
受付番号		起票年月日	年 月 日
調定区分			
予算区分			
予算科目			
款		事 業	
項		節	
目		細 節	
勘定科目・借方		勘定科目・貸方	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細 節		細 節	
金 額		消費税区分	
		税抜額	
		消費税等相当額	
件 名			
備 考			

その3

振 替 伝 票 (集合)

企業出納員	課 員	担 当	課 長	課 員	担 当

年度 / 会計		所 属	
起票年月日	年 月 日	振替件数	
借方合計		貸方合計	

	伝票番号		振替金額		消費税区分
	予算区分				税抜額
	予算科目		勘定科目 (借方)		消費税等相当額
					勘定科目 (貸方)
	伝票番号		振替金額		消費税区分
	予算区分				税抜額
	予算科目		勘定科目 (借方)		消費税等相当額
					勘定科目 (貸方)
	伝票番号		振替金額		消費税区分
	予算区分				税抜額
	予算科目		勘定科目 (借方)		消費税等相当額
					勘定科目 (貸方)
	伝票番号		振替金額		消費税区分
	予算区分				税抜額
	予算科目		勘定科目 (借方)		消費税等相当額
					勘定科目 (貸方)
	伝票番号		振替金額		消費税区分
	予算区分				税抜額
	予算科目		勘定科目 (借方)		消費税等相当額
					勘定科目 (貸方)





様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第12条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条関係)

年 月 日

年度 月分 たな卸資産出納簿  
( 年 月 ~ 年 月)

会計：

品目：

規格：

単位：

評価方法：

日付	伝票 番号	件 名	受 入			払 出			残 高		
			数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
		合 計									

様式第10号 (第12条、第62条、第63条関係)

固 定 資 産 台 帳

年 月 日

会 計		資産番号		所 属			
資産名		所在地		取得年月日	年 月 日		
				取得原因			
資 産 科 目	款	費用内訳		償却区分	摘 要		
	項			原価区分			
				開始区分			
				開始年度		年度	
	目			償却方法			
	節	財源内訳 ( 印は償却対象 財産)		種別コード	建物共済		
				耐用年数	部 門		
細 節			償却率	分 類			
帳簿原価				工事名			
みなし原価				特償区分	業 者		
				市町村			
年間償却額		管種		構 造			
残存価格		口径					
償却限度額		数量		工 法			

年月日	摘 要	帳簿原価		減価償却額	償却累計額	帳簿価額	備考
		数量	金 額				



様式第12号から様式第15号までを次のように改める。

様式第12号 (第12条関係)

年 月 日

会計

未 払 金 整 理 簿

款 : 細節 :  
 項 :  
 目 :  
 節 :  
 所属 :

年月日	伝票番号	件 名	相手先	借 方		貸 方		残 高	
				金額	税抜額	金額	税抜額	金額	税抜額
			月 計						
			年 累 計						

様式第13号 (第12条、第17条、第18条関係)

年 月 日

年度 収入予算整理簿

会計 : 所属 :  
 予算区分 :  
 款 : 事業 :  
 項 : 節 :  
 目 : 細節 :

年月日	件 名 債務者	伝票 番号	税区分	現計予算額	調定額 /うち消費 税等相当額	収入額 /うち消費 税等相当額	予算残額	収入未済額
		月合計						
		累 計						

様式第14号 (第12条、第29条関係)

年 月 日

年度 支出予算整理簿

会計 : 所属 :  
 予算区分 :  
 款 : 事業 :  
 項 : 節 :  
 目 : 細節 :

年月日	件名 債権者	伝票 番号	税区分	配当額	支出負担 行為何額	契約決定額 /うち消費 税等相当額	支出額 (現金) /うち消費 税等相当額	支出額 (振替) /うち消費 税等相当額	配当残額
	月合計								
	累計								

様式第15号 (第12条、第17条関係)

収 入 調 定 整 理 簿

年 月 日

課 長	課 員	担 当

年度 / 会計	年度 事業会計	所 属	
起票年月日	年 月 日	予算区分	
予算科目	款 項 目 事業 節 細節		
調定金額合計		調定累計額	

調定番号	納期限	調定金額	
課税区分			
納入者		摘要	

調定番号	納期限	調定金額	
課税区分			
納入者		摘要	

調定番号	納期限	調定金額	
課税区分			
納入者		摘要	

調定番号	納期限	調定金額	
課税区分			
納入者		摘要	

様式第25号から様式第30号までを次のように改める。

様式第25号 (第29条関係)

その1

第1葉

(表)

支出負担行為伺書 (一般・物品)					伝票番号		
会 計	年 度		年 度				
管理者	副局長	経営企画部長	主務部長	課 長	課 員		
合 議	経営企画課長	課 員		企業総務課長	課 員	起案者	
所 属				決裁区分			
起票年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日			
予算区分	前渡者				特定財源	1 企業債 2 工事負担金 3	
予算科目	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号 金沢市財務規則 第 条 第 項 第 号						
款				事 業			
項				節			
目				細 節			
金 額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額				配当予算残額			
件 名							
場 所							
期 間							
	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価		
備 考							
契約執行伺		発議年月日		年 月 日	決裁年月日	年 月 日	
管理者	副局長	主務部長	課 長	業 者 名			
課 員			担 当				
			単価契約 第 号	契約年月日	年 月 日		
契約の方法	(1) 一般競争入札	地方自治法施行令 第 条 第 項 第 号				摘 要	
	(2) 指名競争入札	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号					
(3) 随意契約	金沢市契約規則 第 条 第 項 第 号						
(4) 単価契約							
取扱区分	公開	非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで))				保存 年限	年
	非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行						

(裏)

支出負担行為何内訳				伝票番号	
年度	年度	起票年月日	年 月 日		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		

第2葉

品目明細書					伝票番号	
年 度	年度	起票年月日	年 月 日	科目番号		
会 計			所 属			
予算科目			予算区分			
款			事 業			
項			節			
目			細 節			
金 額				消費税区分		
				税抜額		
				消費税等相当額		
	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	合 計					



その2

(表)

支出負担行為伺書 (工事)					伝票番号		
会 計	年 度		年 度				
管理者	副局長	経営企画部長	主務部長	課 長	課 員		
合 議	経営企画課長	課 員		企業総務課長	課 員	起案者	
所 属				決裁区分			
起票年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日			
予算区分	前渡者					特定財源	1 企業債 2 工事負担金 3
予算科目	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号 金沢市財務規則 第 条 第 項 第 号						
款				事 業			
項				節			
目				細 節			
金 額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額				配当予算残額			
件 名							
場 所							
期 間							
備 考							
契約執行伺			発議年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	
管理者	副局長	主務部長	課 長	業 者 名			
課 員			担 当				
			単価契約 第 号		契約年月日	年 月 日	
契約の方法	(1) 一般競争入札	地方自治法施行令 第 条 第 項 第 号				摘 要	
	(2) 指名競争入札	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号					
	(3) 随意契約	金沢市契約規則 第 条 第 項 第 号					
	(4) 単価契約						
取扱区分	公開	非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで))				保存年限	年
	非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行						

(裏)

支出負担行為何内訳				伝票番号	
年度	年度	起票年月日	年 月 日		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	金 額		消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
	配当予算額		配当予算残額		

その3

第1葉

(表)

支出負担行為伺書 (変更) (一般・物品)					伝票番号	
会 計	年 度		年 度			
管理者	副局長	経営企画部長	主務部長	課 長	課 員	
合 議	経営企画課長		課 員		企業総務課長	
					課 員	
所 属		決裁区分				
起票年月日		年 月 日		決裁年月日		年 月 日
予算区分	前渡者				特定財源	1 企業債 2 工事負担金 3
予算科目	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号 金沢市財務規則 第 条 第 項 第 号					
款				事 業		
項				節		
目				細 節		
金額				税抜額 消費税等相当額		
変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額			変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
配当予算額				配当予算残額		
件 名						
場 所						
変更前期間				変更後期間		
変更理由						
	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	
備 考						
契約執行伺			発議年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日
管理者	副局長	主務部長	課 長	業 者 名		
課 員			担 当			
			単価契約 第 号	契約年月日	年 月 日	
契約の方法	(1) 一般競争入札	地方自治法施行令 第 条 第 項 第 号				摘 要
	(2) 指名競争入札	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号				
	(3) 随意契約	金沢市契約規則 第 条 第 項 第 号				
	(4) 単価契約					
取扱 区分	公開 非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで)) 非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行					保存 年限
						年

(裏)

支出負担行為何内訳				伝票番号	
年度	年度	起票年月日	年 月 日		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		

第2葉

品目明細書					伝票番号		
年度	年度	起票年月日	年 月 日		科目番号		
会 計				所 属			
予算科目				予算区分			
款				事 業			
項				節			
目				細 節			
金 額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
	品 名	規 格		単 位	数 量	単 価	金 額
	合 計						

その4

(表)

支出負担行為伺書 (変更) (工事)					伝票番号		
会 計	年 度		年 度				
管理者	副局長	経営企画部長	主務部長	課 長	課 員		
合 議	経営企画課長	課 員	企業総務課長	課 員	起案者		
所 属				決裁区分			
起票年月日	年 月 日		決裁年月日	年 月 日			
予算区分	前渡者				特定財源	1 企業債 2 工事負担金 3	
予算科目	地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号 金沢市財務規則 第 条 第 項 第 号						
款				事 業			
項				節			
目				細 節			
金 額				税抜額 消費税等相当額			
変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額		変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額				配当予算残額			
件 名							
場 所							
変更前期間				変更後期間			
変更理由							
備 考							
契約執行伺		発議年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日		
管理者	副局長	主務部長	課 長	業 者 名			
課 員			担 当				
			単価契約 第 号	契約年月日	年 月 日		
契約の方法	(1) 一般競争入札	地方自治法施行令 第 条 第 項 第 号 地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号 金沢市契約規則 第 条 第 項 第 号				摘 要	
	(2) 指名競争入札						
(3) 随意契約							
(4) 単価契約							
取扱 区分	公開	非公開 (全部非 部分非 時限非 ( 年 月まで))				保 存 年 限	年
	非公開理由 1 法令 2 個人 3 法人 4 社会的障害 5 審議、検討等に関する情報 6 事業執行						

(裏)

支出負担行為内訳				伝票番号	
年度	年度	起票年月日	年 月 日		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		
	会 計		所 属		
	予算科目		予算区分		
	款		事 業		
	項		節		
	目		細 節		
	変更前 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	変更後 設計金額	消費税区分 税込額 税抜額 消費税等相当額	
	配当予算額		配当予算残額		

様式第26号 (第39条の2関係)

(表)  
物 品 検 査 調 書

年 月 日	
検査員氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
立会人氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
金沢市公営企業管理者 様	
物件名等	第 号 品目明細は裏面のとおり
契約者名	
契約金額	
納入期限	
納入期日	
検査年月日	
検査場所	
その他の事項	

(裏)  
品 目 明 細

	品 名			
	規 格			
	単 位	単 価	契約数量	検収数量



様式第27号 (第43条関係)

(表)

出庫依頼書					伝票番号	
年度		年度				
課長		課員			担当	
予算科目		会計				
款		所属				
項		予算区分				
目		起票年月日			年 月 日	
事業		出庫年月日			年 月 日	
節		保管場所				
細節		決裁区分				
出庫概算額					消費税区分 税抜額 消費税等相当額	
配当予算額		配当予算残額				
件名						
履行場所						
					物品件数	
					件	
品名		規格	数量	単位	単価	金額
備考						

(裏)

出庫依頼物品明細					伝票番号	
年度		年度				
出庫年月日		年 月 日			起票年月日	
					年 月 日	
品名		規格	数量	単位	単価	金額

様式第27号の2 (第43条関係)

(表)

出庫伝票					伝票番号	
年 度		年 度				
課 長		課 員			担 当	
予算科目		会 計				
款		所 属				
項		予算区分				
目		起票年月日			年 月 日	
事 業		出庫年月日			年 月 日	
節		保管場所				
細 節		決裁区分				
出庫金額					消費税区分 税抜額 消費税等相当額	
配当予算額		配当予算残額				
件 名						
履行場所						
					物品件数	
					件	
	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
備 考						

(裏)

出庫物品明細					伝票番号	
年 度		年 度				
出庫年月日		年 月 日			起票年月日	
					年 月 日	
	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額

様式第28号 (第44条関係)

(表)

返納通知書					伝票番号		
年度	年度		元伝票番号				
課長	課員			担当			
予算科目	会計						
款	所属						
項	予算区分						
目	起票年月日		年 月 日				
事業	入庫年月日		年 月 日				
節	保管場所						
細節	決裁区分						
入庫概算額					消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
配当予算額	配当予算残額						
件名							
履行場所							
納入者						物品件数	
						件	
品名	規格	数量	単位	単価	金額		
備考							

(裏)

返納通知物品明細					伝票番号	
年度	年度		元伝票番号			
入庫年月日	年 月 日		起票年月日		年 月 日	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	

様式第28号の2 (第44条関係)

(表)

返納伝票					伝票番号	
年度	年度			元伝票番号		
課長	課員				担当	
予算科目				会計		
款				所属		
項				予算区分		
目				起票年月日	年	月 日
事業				入庫年月日	年	月 日
節				保管場所		
細節				決裁区分		
入庫金額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額		
配当予算額				配当予算残額		
件名						
履行場所						
納入者					物品件数	
					件	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	
備考						

(裏)

返納物品明細					伝票番号	
年度	年度			元伝票番号		
入庫年月日	年 月 日			起票年月日	年 月 日	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	

様式第29号 (第45条関係)

撤去材入庫通知書				伝票番号		
年度	年度	元伝票番号				
課長	課員			担当		
予算科目	会計					
款	所属					
項	予算区分					
目	起票年月日		年	月	日	
事業	入庫年月日		年	月	日	
節	保管場所					
細節	決裁区分					
入庫概算額			消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額	配当予算残額					
件名						
履行場所						
納入者					物品件数	
					件	
品名	規格	数量	単位	単価	金額	
備考						

様式第29号の2 (第45条関係)

撤去材入庫伝票				伝票番号			
年 度	年 度		元伝票番号				
課 長		課 員			担 当		
予算科目		会 計					
款		所 属					
項		予算区分					
目		起票年月日		年 月 日			
事 業		入庫年月日		年 月 日			
節		保管場所					
細 節		決裁区分					
入庫金額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額		配当予算残額					
件 名							
履行場所							
納入者						物品件数	
						件	
	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	
備 考							

様式第29号の3 (第45条の2関係)

直費入庫通知書				伝票番号			
年度	年度		元伝票番号				
課長	課員			担当			
予算科目	会計						
款	所属						
項	予算区分						
目	起票年月日		年		月		日
事業	入庫年月日		年		月		日
節	保管場所						
細節	決裁区分						
入庫概算額				消費税区分 税抜額 消費税等相当額			
配当予算額	配当予算残額						
件名							
履行場所							
納入者						物品件数	
						件	
品名	規格	数量	単位	単価	金額		
備考							





様式第38号を次のように改める。  
 様式第38号 (第82条関係)

年 月 日

資 金 予 算 表  
 ( 年 月 現在)

区 分 科 目	執 行 済 額			翌月以降予定	
	前月まで	当月分	計	月	月
受入資金					
支払資金					
収支差引 (受入 - 支払)					
前年度の繰越金					
前月繰越額					
当月繰越額					

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市企業局会計規程の規定は、平成23年度分からの会計事務について適用し、平成22年度分までの会計事務については、なお従前の例による。

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
 平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程 (昭和57年公営企業管理規程第7号) の一部を次のように改正する。  
 第2条第5号中「供給管」の次に「並びに金沢市液化石油ガス供給条例第2条第5号に規定する本支管及び同条第6号に規定する供給管」を加え、同条第6号中「第2条第11号」の次に「及び金沢市液化石油ガス供給条例第2条第7号」を加え、「(溶接を要する工事を除く。)」を削り、同条第10号中「第1種ガス内管工事士及び」を「第1種内管工事士及び」に改め、同条第11号中「第2種ガス内管工事士及び」を「第2種内管工事士及び」に改め、同条第12号中「第3種ガス内管工事士の」を「第3種内管工事士の」に改め、同条に次の1号を加える。

- (15) ガス内管溶接管理士 ガス協会から内管溶接管理士の資格証の交付を受けた者をいう。
- 第3条第1項中「施行範囲」を「施工範囲」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。
- (3) 第1種ガス内管工事店 ガス内管工事 (ガス内管溶接管理士を有しない第1種ガス内管工事店にあつては、溶

接を要する工事を除く。)

第3条第2項第4号中「取外工事」の次に「(ガス内管溶接管理士を有しない第2種ガス内管工事店にあっては、溶接を要する工事を除く。)」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(7) ガス内管工事のうち溶接を要する工事は、管理者にあらかじめ届け出たガス内管溶接管理士の管理のもと、当該工事に係る溶接士の資格を有する者が行うこと。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める資格を取り消された日から2年を経過しなければ同項各号に掲げる試験を受験することができない。

(1) 第21条の規定によりガス責任技術者、第1種ガス本管工事士、第2種ガス本管工事士又はガス機器設置士(以下「ガス責任技術者等」という。)の資格を取り消された者

(2) ガスに係る工事に関する関係法令に違反する行為により、ガス協会から第1種内管工事士、第2種内管工事士、第3種内管工事士又は内管溶接管理士の資格を取り消された者

第16条中「終了した」を「修了した」に改める。

第20条中「又はガス工事士」を「、ガス工事士又はガス内管溶接管理士」に改める。

第21条の見出し中「ガス責任技術者又はガス工事士」を「ガス責任技術者等」に改め、同条中「ガス責任技術者又はガス工事士が」を「ガス責任技術者等が」に、「当該ガス責任技術者又はガス工事士」を「当該ガス責任技術者等」に改め、同条第2号中「ガス責任技術者又はガス工事士」を「ガス責任技術者等」に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号及び第3号に掲げる届出は、口頭その他管理者が別に定める方法によることができる。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、口頭その他管理者が別に定める方法によることができる。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「(注)使用者と所有者が異なるときは、所有者の承諾書を添付すること。」を削る。

(金沢市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 金沢市公共下水道条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、管理者が認める場合に限り、口頭その他管理者が別に定める方法によることができる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 公 営 企 業 訓 令 甲

### ●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局自家用電気工作物保安規程(平成13年公営企業訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

第3条第2項第1号中「及びボイラー・タービン主任技術者」を削る。

別表第1中

電 気 主 任 技 術 者
ボ イ ラ ー ・ タ ー ビ ン 主 任 技 術 者
主 任 技 術 者 代 務 者

を

上 諸 江 汚 水 中 継 ポ ン プ 場
-----------------------

電 気 主 任 技 術 者
主 任 技 術 者 代 務 者

に改める。

上 諸 江 汚 水 中 継 ポ ン プ 場
-----------------------

別表第3中

発電所設備	1回/月	ガスタービン原動機	普通点検	1回/年	原動機関係	各種測定試験	1回/年	を
		内燃力原動機	細密点検	1回/3年	発電機関係	絶縁抵抗測定	1回/年	
		発電機		1回/3年~5年		接地抵抗測定	1回/年	
		発電機盤				継電器試験	1回/年	

発電所設備	1回/月	内燃力原動機	普通点検	1回/年	原動機関係	各種測定試験	1回/年	に
		発電機	細密点検	1回/3年~5年	発電機関係	絶縁抵抗測定	1回/年	
		発電機盤				接地抵抗測定	1回/年	
						継電器試験	1回/年	

改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市発電事業電気工作物保安規程（昭和62年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

第4条第2項中「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成13年公営企業管理規程第5号）」を「金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷  
平成23年(2011年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄